

国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント防止対策委員会規程

平成19. 6. 1 制定

改正 平成23. 4. 1 平成25. 4. 1

平成26. 4. 1 平成28. 7. 1

令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 3. 8. 1 令和 7. 4. 1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規則（以下「規則」という。）第8条に規定するハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止のための研修等に関すること。
- (2) パンフレットの作成、ポスターの掲示、意識調査等による啓発活動に関すること。
- (3) 規則第12条に定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に則して、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）、当該相談に係る申立て及び問題解決の手續に係る業務を行うこと。
- (4) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者
- (2) 共同教育学部長
- (3) 情報学研究科長
- (4) 医学系研究科長
- (5) 保健学研究科長
- (6) 理工学府長
- (7) 食健康科学研究科長
- (8) 大学教育センター長
- (9) ダイバーシティ推進センター長
- (10) 共同教育学部各附属学校長のうち学長が指名する者
- (11) 総務部長、学務部長、人事労務課長及び学生支援課長
- (12) その他学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第10号及び第12号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(申立てへの対応)

第8条 本学教職員又は学生からガイドラインに基づく申立てがあったときは、委員長、委員長が指名する委員（2人以上）及び当該申立てに係る相談に応じた規則第9条に定めるハラスメント相談員（以下「相談員」という。）で受理等について審議する。

2 委員長は、前項の審議の結果を学長に報告するとともに、当該申立てをした者（以下「申立者」という。）に通知する。

(ハラスメント問題対策部会)

第9条 前条の審議の結果により当該申立てについて対応する場合は、委員長は次のいずれかの措置を講ずる。

(1) 委員会の下にハラスメント問題対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

(2) 規則第11条に規定するハラスメント調査委員会の設置を学長に提言する。

2 前項第1号の対策部会を設置した場合は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。ただし、対策部会が中立公正に運営されるよう、申立者又は当該申立てにおいて加害者とされる者（以下「行為者」といい、申立者及び行為者を「当事者」という。）と特別の利害関係を有すると認められる者は構成員に指名しないものとし、セクシュアル・ハラスメントに係る対策部会については構成員の性別に配慮するものとする。

(1) 委員会の委員（第3条第10号の委員を除く。）

(2) 当該申立てに係る相談に応じた相談員

(3) 当事者が所属する学部等の教職員の服務に係る事務を所掌する課又は事務部の長（当事者に教職員が含まれる場合に限り。）

(4) 当事者が所属する学部等の学生支援に係る委員会の委員又はこれに準ずる教職員（当事者に学生が含まれる場合に限り。）

(5) 学務部学生支援課長（当事者に学生が含まれる場合に限り。）

(6) その他委員長が指名する者

- 3 対策部会に部会長を置き、構成員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、対策部会を招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した構成員がその職務を代行する。
- 6 対策部会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 7 対策部会は、ガイドラインに則して業務を行い、問題が迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 8 対策部会は、必要に応じて部会長が指名する外部専門家等の出席を求めることができる。
- 9 対策部会は、任務の完了とともに解散する。
- 10 対策部会の事務は、第2項第3号の構成員が所属する課又は事務部、学務部学生支援課（当事者に学生が含まれる場合に限る。）及び総務部人事労務課において処理する。

（事 務）

第10条 委員会の事務は、総務部人事労務課において処理する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行日の前日において、改正前の規程の第3条第3号に規定する委員である者は、施行日に改正後の規程の第3条第8号及び第9号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、改正前の委員としての残任期間とする。